

令和 4 年度

健全化判断比率等  
审查意见书

健全化判断比率审查  
资金不足比率审查

出水市監査委員



出 監 第 5 8 号

令和5年8月17日

出水市長 椎 木 伸 一 様

出水市監査委員 吉 本 純 久

同 池 田 幸 弘

令和4年度決算に基づく出水市健全化判断比率及び資金不足比率の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条  
第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基  
づく出水市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を  
記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を決定したので提出します。



# 令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定された健全化判断比率審査

## 第2 審査の対象

- 1 令和4年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の期間

令和5年8月3日から同年8月16日まで

## 第4 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、決算諸表及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、出水市監査委員監査基準に準拠して審査を実施した。

## 第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類は、前記の方法により審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

## 第6 健全化判断比率の状況

本市における令和4年度の健全化判断比率は次表のとおりであり、良好な状態であると認められた。

実質公債費比率については、前年度と比較して0.1ポイント改善している。

引続き健全な財政の維持に努められたい。

健全化判断比率の状況

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.69	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.69	30.00
実質公債費比率	7.6	7.7	7.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	350.0	

※ 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は「—」と表示される。

※ 将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示される。

## 令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見

### 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定された資金不足比率審査

### 第2 審査の対象

- 1 令和4年度決算に基づく資金不足比率
- 2 上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第3 審査の期間

令和5年8月3日から同年8月16日まで

### 第4 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、決算諸表及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、出水市監査委員監査基準に準拠して審査を実施した。

### 第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類は、前記の方法により審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

## 第6 資金不足比率の状況

本市における令和4年度の資金不足比率は次表のとおりであり、いずれの会計においても資金不足はなく、良好な状態にあると認められた。

引続き健全な経営の維持に努められたい。

### 資金不足比率の状況

(単位：%)

	会 計	資金不足比率			経営健全化基準
		令和4年度	令和3年度	令和2年度	
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	病院事業会計	—	—	—	
	下水道事業会計 (公共下水道事業)	—	—	—	
	下水道事業会計 (特定環境保全公共下水道事業)	—	—	—	
	下水道事業会計 (農業集落排水事業)	—	—	—	
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場特別会計	—	—	—	

※ 資金不足が生じていない場合は「—」と表示される。



